

**鳥取県告示第 947 号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る大谷地区（第1工区）の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成 19 年 11 月 16 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間  
平成19年11月16日から同年12月6日まで
- 3 縦覧に供する場所  
岩美町役場
- 4 異議の申立て  
利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。